

静岡市成年後見制度

利用促進計画

平成 31 年（2019 年） 3 月



静岡市

はじめに

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利を守り、生活や財産を法的に支援する制度で、それまでの禁治産・準禁治産制度を大幅に見直し、平成12年4月に導入されました。しかし、この制度が十分に利用されていないことに鑑み、国は、平成28年5月の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行をはじめ、翌年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に成年後見制度の利用促進策に取り組んでいます。



静岡市においても、認知症や知的障がい、精神障がいを抱える方は、平成29年度で約3万5千人といずれも増加傾向にあり、権利擁護が必要な要支援者は、平成29年で市内に少なくとも4,800人いると推定されていますが、本市の成年後見制度の利用件数は1,450件程度にとどまっており、制度を必要とする方が必ずしも利用につながっていない状況といえます。

このため、本市では、市民の皆様が認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下しても、できる限り本人の意思が尊重され、医療や福祉のサービスなど必要な支援を受けることができる環境を整備するため、「静岡市成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、成年後見制度を必要とする方を利用につなげるため、地域や法律・福祉の関係機関、家庭裁判所、行政が連携し、「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築するとともに「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」、「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」に取り組むことで、成年後見制度の利用促進の新しい仕組みづくりを推進し、一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくりを目指します。

そして、このような取組を進めることにより「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現を図ることにもつながります。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました静岡市成年後見制度利用促進協議会委員の皆様、静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会委員の皆様、家庭裁判所等関係機関の皆様、そして多くの市民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成31年3月

静岡市長 田辺 信宏

目次

第1章 静岡市成年後見制度利用促進計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3

第2章 計画策定の背景

1	国の動向等	4
2	成年後見制度に関する状況	6
3	市における成年後見制度に関する取組状況	12
4	市における成年後見制度に関する課題	13

第3章 計画の基本理念・基本目標及び体系等

1	基本理念・基本目標の考え方	14
2	計画の成果指標	14
3	計画の体系	15

第4章 実現に向けた具体的な取組

基本施策1	：権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
施策の柱1	：支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・	17
施策の柱2	：中核機関（成年後見支援センター）の整備・・・・・・・・	19
基本施策2	：利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善	
施策の柱1	：意思決定支援と身上保護の重視・・・・・・・・	21
施策の柱2	：制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施・・・	22
基本施策3	：不正防止の徹底と利用しやすさとの調和	
施策の柱1	：安心かつ安全な制度の運用・・・・・・・・	23

第5章 計画の評価及び進行管理

1	評価及び進行管理の体制・・・・・・・・	24
---	---------------------	----

資料編

1	委員名簿	
(1)	静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会・・・・・・・・	25
(2)	静岡市成年後見制度利用促進協議会・・・・・・・・	26
2	計画の策定経過・・・・・・・・	27

第1章 静岡市成年後見制度利用促進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市の第3次総合計画（以下「3次総」という。）では、「すべての人が住み慣れた地域で安心して共に暮らすことのできる地域社会の推進」を掲げております。

また、3次総の5大構想へ組み込みを進めている「SDGs（持続可能な開発目標）※」には、国際連合が提唱する「誰一人取り残さない」という理念があります。

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより判断能力が十分でない方を法律的に支える制度であり、認知症などの精神上の障がいがあっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるという、まさに3次総及びSDGsの政策や考え方と合致することから、本市においては、成年後見制度の利用に関する施策を促進していくため、計画を策定します。

※SDGsとは 2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」：全ての国や地域が持続的に発展していくために決めた世界共通の17の目標のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第14条」に基づく市町村が定める基本的な計画

法第14条では、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

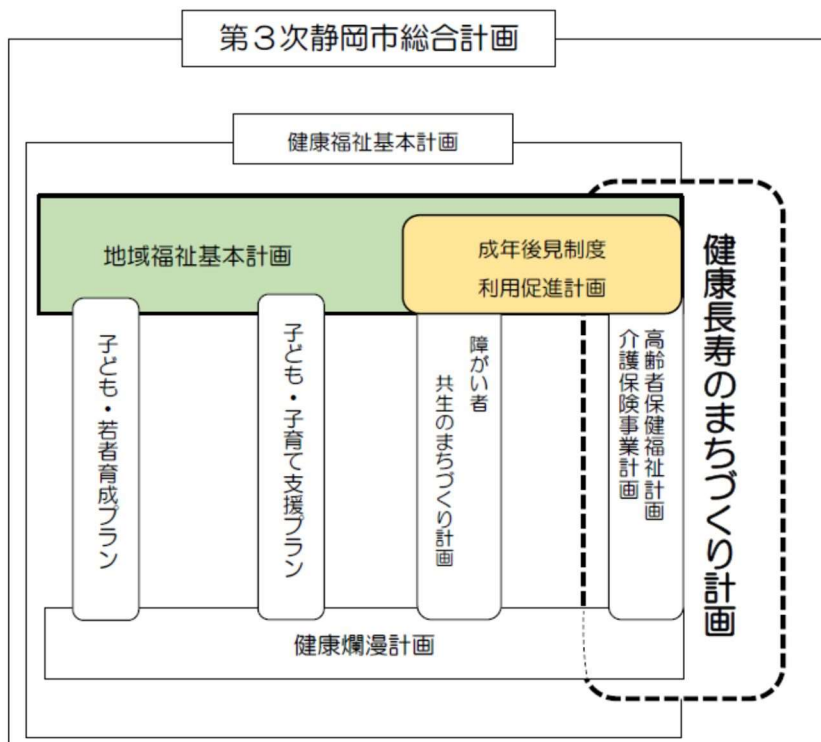
※「成年後見制度の利用の促進に関する法律」2016年（平成28年）5月施行

※「成年後見制度利用促進基本計画」2017年（平成29年）3月閣議決定

(2) 他計画との関係

本計画は、3次総を踏まえ、体系上の関連計画である「第3次地域福祉基本計画」と一体的に連動して取り組み、「健康長寿のまちづくり計画」、「第8期高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」、「第7期介護保険事業計画」、「障がい者共生のまちづくり計画」と整合性を図ります。

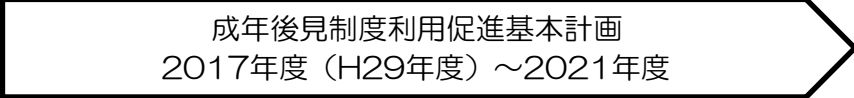
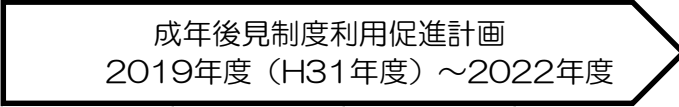
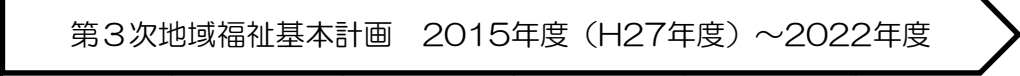
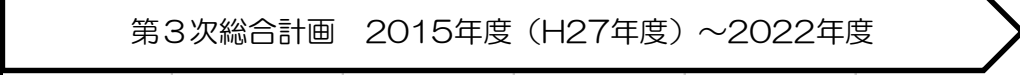
<成年後見制度利用促進計画と他の計画との関係（イメージ）>



3 計画期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2022年度までの4年間とします。

これは、本計画は、3次総を踏まえ、第3次地域福祉基本計画と一体的に連動して取り組んでいく必要があることから、計画期間（終期）において整合を図り策定します。

年度	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022
国	 成年後見制度利用促進基本計画 2017年度（H29年度）～2021年度					
市			 成年後見制度利用促進計画 2019年度（H31年度）～2022年度			
	 第3次地域福祉基本計画 2015年度（H27年度）～2022年度					
	 第3次総合計画 2015年度（H27年度）～2022年度					

第2章 計画策定の背景

1 国の動向等

(1) 成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度で、従来の禁治産・準禁治産制度を大幅に見直し、ノーマライゼーション（※）、自己決定権の尊重、残存能力の活用を理念とした制度として、2000年（平成12年）4月から始まりました。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、判断能力が欠けているのが通常の状態の方を対象とする「後見」、判断能力が著しく不十分な方を対象とする「保佐」、判断能力が不十分な方を対象とする「補助」の3つの類型があります。

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから契約の効力が生じます。

(3) 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、2017年（平成29年）には全国で約21万人おり、認知症高齢者の増加や、高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯が増加する中、今後一層制度の必要性が高まっていくと考えられます。

(4) 法の基本理念と目的

法第3条では、

- 1 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション（※）、自己決定権の尊重、身上の保護の重視）
- 2 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進
- 3 成年後見制度の利用に関する体制の整備

の3点を基本理念として定めています。

また、法第1条では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

さらに、法第 14 条では、市町村は、国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、及び制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとしています。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画の策定

法に基づき、国は 2017 年（平成 29 年）3 月に「成年後見制度利用促進基本計画（以下「国計画」といいます。）」を策定しました。計画期間は 2017 年度（平成 29 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）までの概ね 5 年間とし、以下の 3 つの目標を定めています。

- 1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

本市の計画の体系は、この国計画を勘案し定めるものとします。

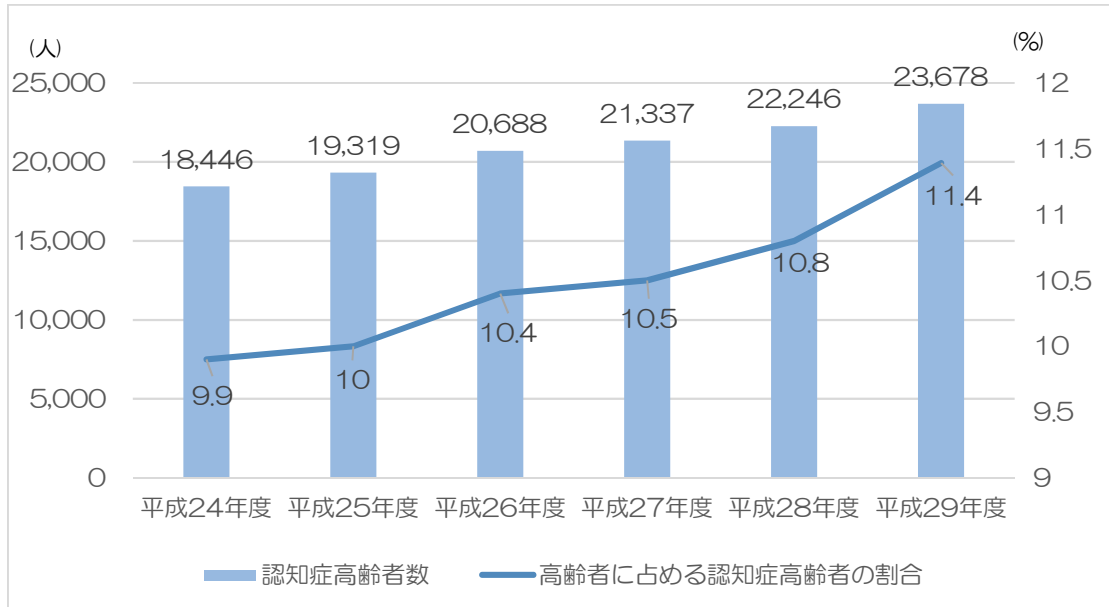
※ノーマライゼーションとは

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。（国計画より）

2 成年後見制度に関する状況

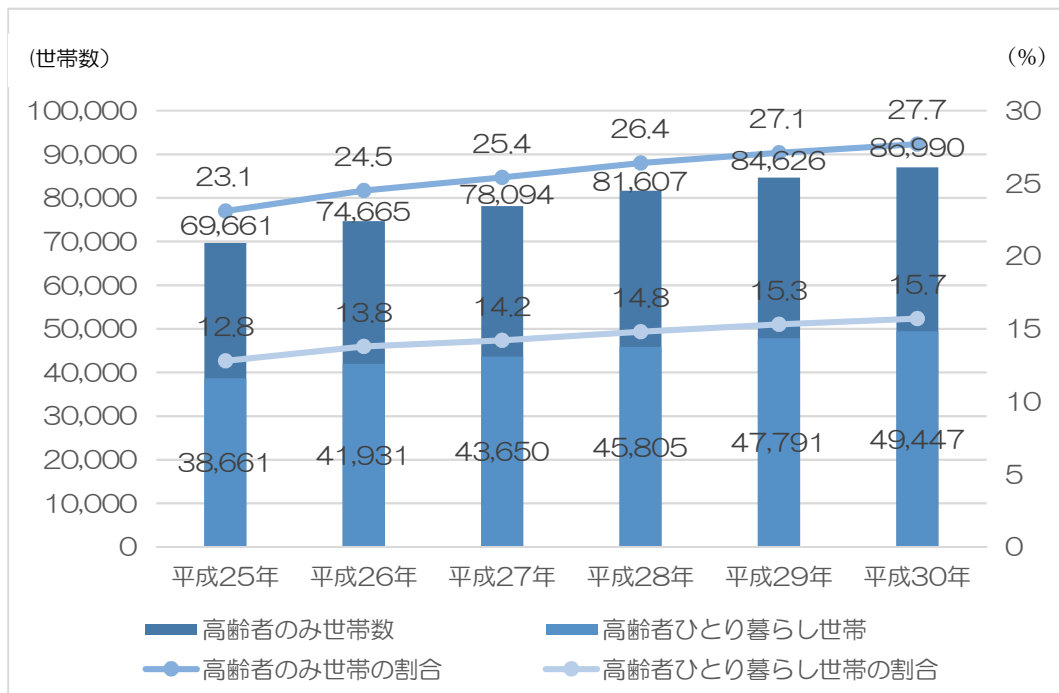
(1) 成年後見制度に関する状況

① 認知症高齢者数と割合の推移（市）



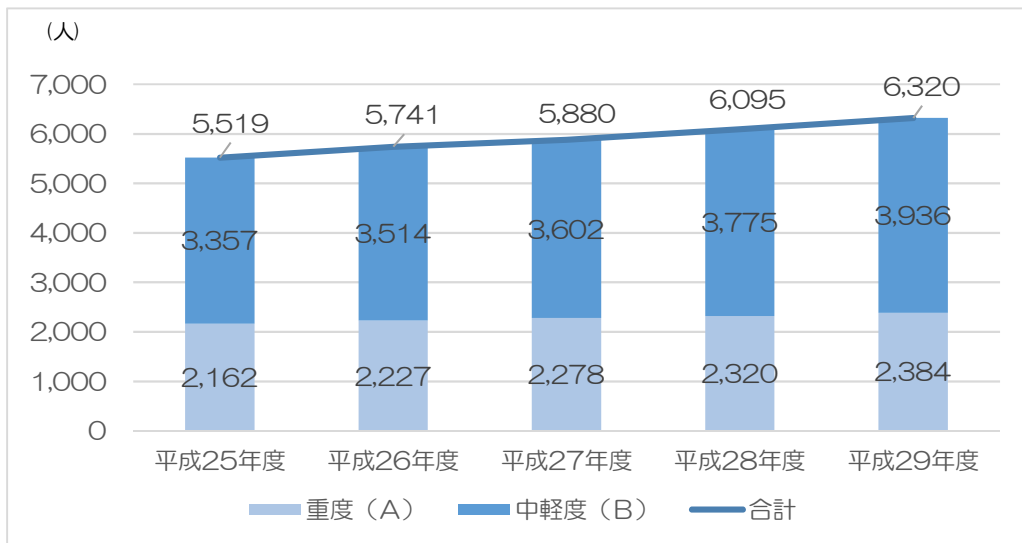
(静岡市)

② 高齢者世帯数と割合の推移（市）



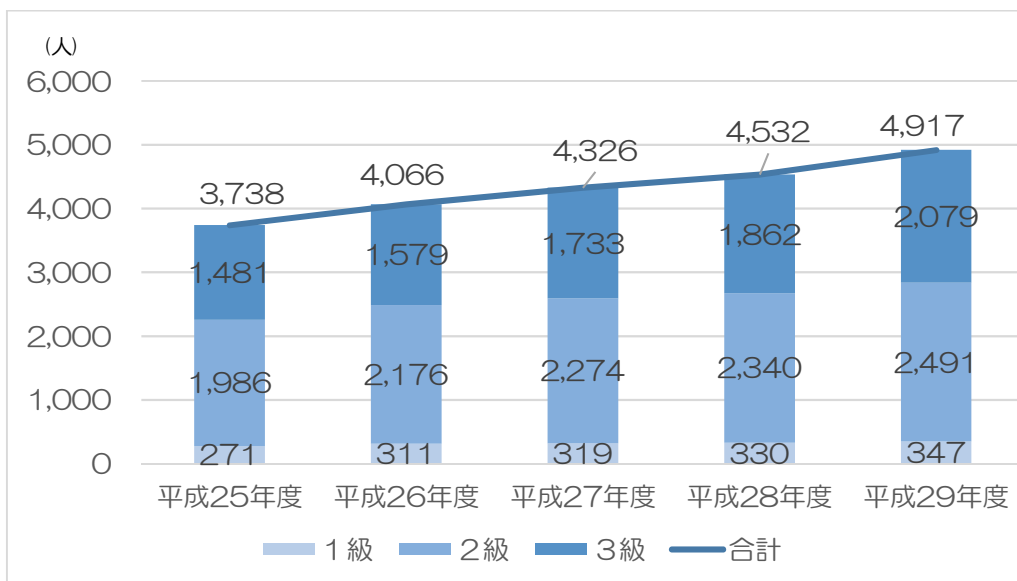
(静岡市)

③ 知的障がいのある人の状況（市）



（静岡市）

④ 精神障がいのある人の状況（市）



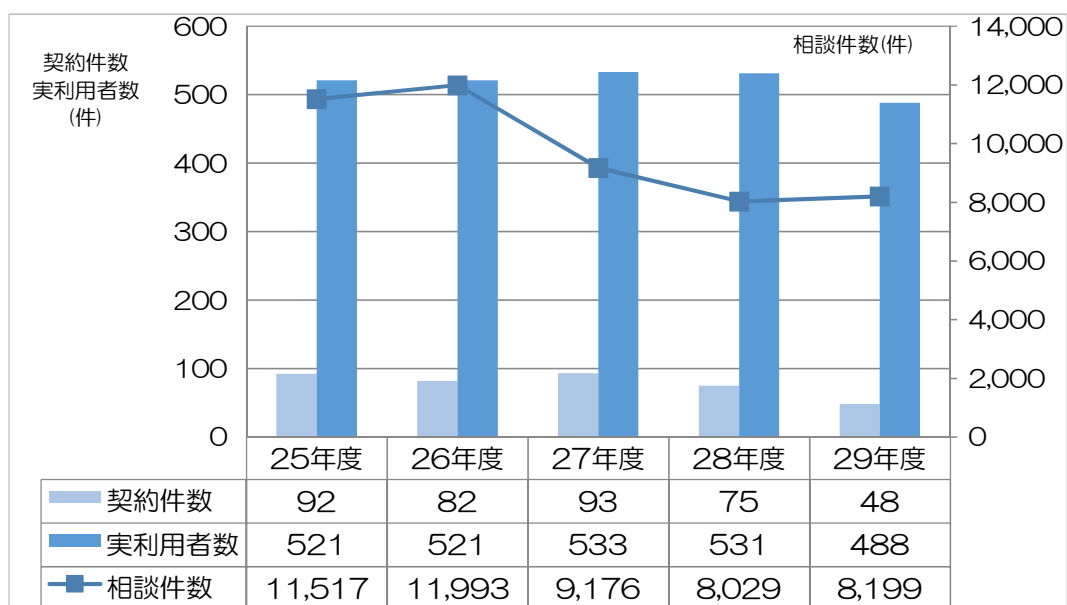
（静岡市）

⑤ 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」の数

静岡市内 約 4,800 人

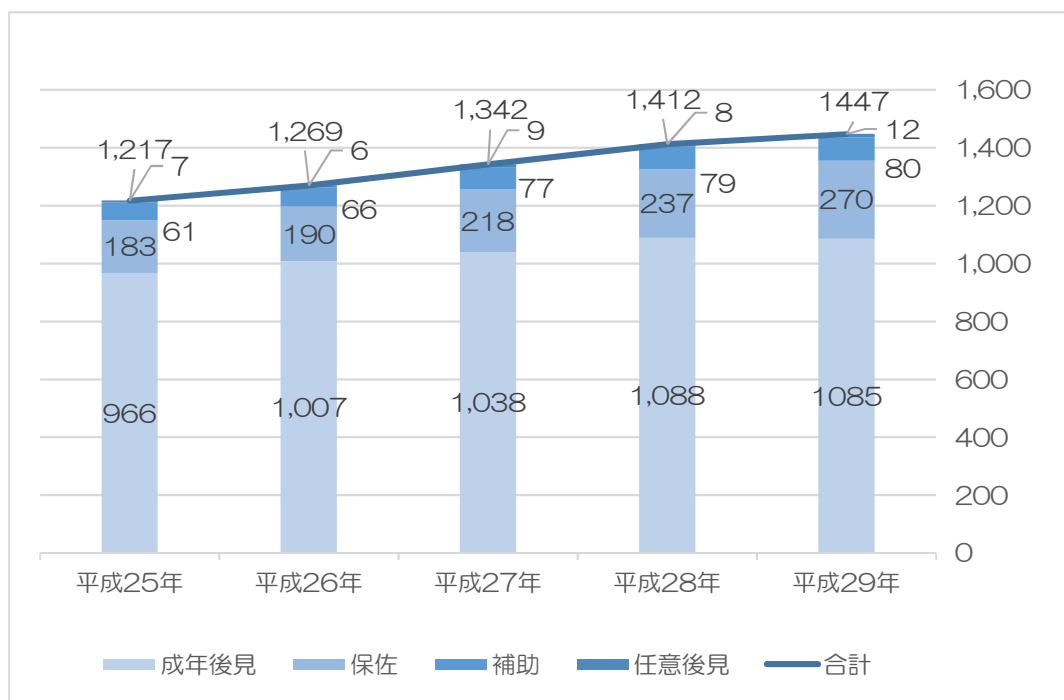
平成 29 年 7 月実施「社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する
実態把握調査」 静岡県社会福祉協議会

⑥ 日常生活自立支援事業（契約件数、実利用者数、及び相談件数）（市）



（静岡市社会福祉協議会）

⑦ 成年後見制度の利用者数（市）



（静岡家庭裁判所）

⑧ 後見等開始の審判の原因（平成29年）（市）

開始原因	認知症	認知症以外
件数	147	101

（静岡家庭裁判所）

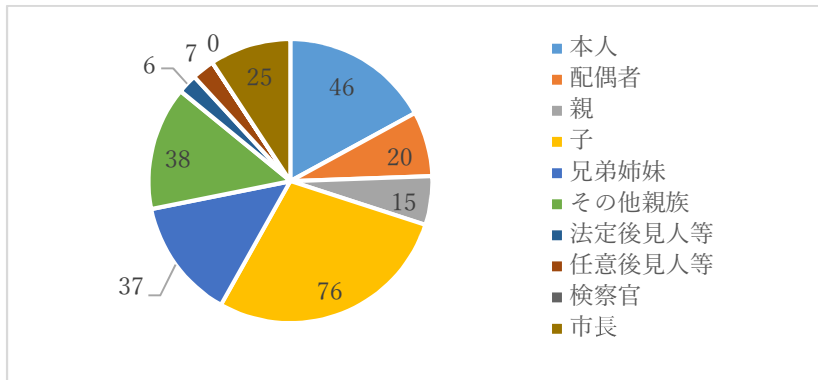
⑨ 本人の後見等開始の審判時の年齢（平成29年）（市）

年齢	65歳未満	65歳以上
件数	63	185

（静岡家庭裁判所）

⑩ 申立人と本人の関係別件数（平成29年）（市）計270件

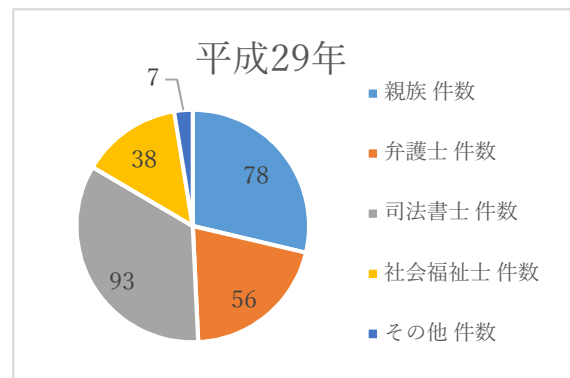
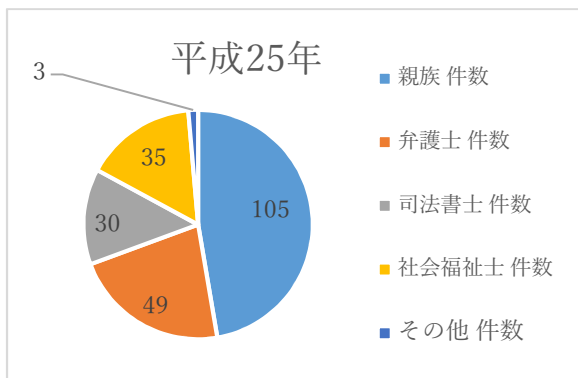
本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹
46	20	15	76	37
その他親族	法定後見人等	任意後見人等	検察官	市長
38	6	7	0	25



（静岡家庭裁判所）

⑪ 成年後見人等の属性（成年後見人等と本人の関係別件数）（市）

	親族		弁護士		司法書士		社会福祉士		その他		合計
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
平成25年	105	47.3	49	22.1	30	13.5	35	15.8	3	1.4	222
平成26年	74	34.4	39	18.1	56	26.0	44	20.5	2	0.9	215
平成27年	75	29.4	58	22.7	78	30.6	35	13.7	9	3.5	255
平成28年	76	29.9	63	24.8	90	35.4	19	7.5	6	2.4	254
平成29年	78	28.7	56	20.6	93	34.2	38	14.0	7	2.6	272



（静岡家庭裁判所）

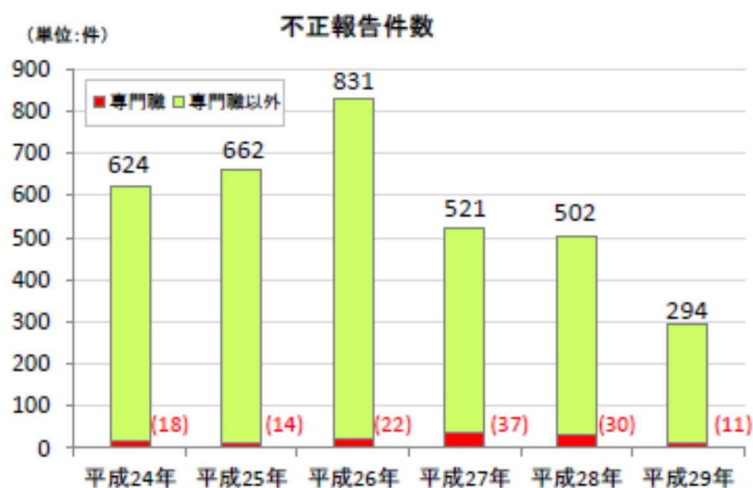
⑫ 専門職後見人の活動状況（市）

平成 29 年 7 月実施「社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査」静岡県社会福祉協議会

	県弁護士会（※）	県司法書士会	県社会福祉士会
会員数	187	108	274
活動者数	96	48	62
受任件数	約 300	332	187
受任可能件数	約 200	算出不能	算出不能

※ 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町を含む

⑬ 成年後見人等による不正報告件数（国）



(厚生労働省成年後見制度利用促進室資料)

成年後見人等による不正報告件数は、平成 29 年に全国で 294 件あり、そのうち専門職以外の成年後見人等（主に親族後見人）によるものは 96%であるため、専門職後見人への不正防止に対する取組に加え、親族後見人等への制度に関する理解不足、知識不足に対応する取組が必要となります。

(2) 意見

社会福祉施設・事業所等における意見概要

出典：平成29年7月静岡県社会福祉協議会実施「社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査」

対象施設：県内の高齢者・障害関係福祉施設・事業所等（3,797か所）
（上記をもとに市が抜粋）

① 周知・啓発について

- ・制度のPRをしてほしい。
- ・利用者や一般市民向けの分かりやすい情報提供、周知を行って欲しい。
- ・民生委員など身近な人たちへの周知が必要。
- ・福祉専門職員の制度の理解が不足している。
- ・行政職員も知識や理解を深めてほしい。
- ・相談窓口の周知が足りない、わかりやすくしてほしい。

② 制度利用について

- ・制度自体が複雑で使いづらい。手続きや後見人決定までに時間がかかる。
- ・利用のメリットが理解されにくい。利用者本人や家族が必要を感じていない、または拒否をするため、アプローチが困難。
- ・制度を利用するタイミングの判断が難しい。
- ・親族の協力を得られず申立人不在の場合、静岡市の市長申立のハードルが高く支援困難に陥ってしまう。
- ・後見人がなんでもできるという誤解を解いてほしい。

③ 相談窓口について

- ・市民、事業所やケアマネ等が相談できる窓口が欲しい。
- ・制度を利用するまでの相談から決定、後見人就任後も身近にサポートしてくれる機関が欲しい。
- ・どこに何を相談してよいのかわからない。固定した市の窓口を設置してほしい。
- ・身近に相談できる体制づくりが必要。

④ 人材育成、身上保護について

- ・金銭管理よりも身上保護の必要な人が多く、現行制度では不足の部分が多い。
- ・専門職後見人の場合、利用者や施設への関わり方など身上保護の面で差が大きい。
- ・人材育成と業務に見合った報酬が確保できる制度設定が必要。

⑤ 費用負担について

- ・費用がかかる点が負担である。制度を継続利用していくための費用負担の軽減がほしい。後見の報酬助成制度が乏しく利用が進まない。

3 市における成年後見制度に関する取組状況

(1) 市長申立の実施

高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、市長は審判の請求をすることができるという老人福祉法等の規定に基づき、市長による申立を実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症	23	20	15	27
知的障がい	6	0	2	1
精神障がい	1	1	0	3
知的及び精神障がい	1	0	0	0
計	31	21	17	31

(2) 報酬助成の実施

市長申立を実施した資力のない制度利用者の成年後見人等に対し、報酬を助成することで、制度利用を支援し、権利擁護を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
件数	12	9	16	21
金額（円）	3,137,229	2,274,959	3,853,087	4,549,000

その他市長申立に対する費用の助成も実施しています。

(3) 市民後見人養成研修の実施

地域で市民同士がお互いに支え合いながら見守りを行う体制を作るために、平成 30 年度から基礎編と実務編からなる第 1 期市民後見人養成研修を実施しており、基礎編研修は 22 名が受講しました。実務編研修修了後は、すみやかに家庭裁判所から市民後見人として選任されるよう、支援体制を整えていく必要があります。

(4) 成年後見に係る通知先変更の一括受付

市から送付される郵便物等のあて先を後見人に変更することに関して、一括して届出を受付し、後見人の業務の軽減を図っています。

平成 29 年度実績：201 件

4 市における成年後見制度に関する課題

利用者となりうる認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の数は増加傾向にあり、権利擁護が必要な要支援者は平成 29 年で市内に少なくとも約 4,800 人いると推定されています。

また、高齢者については、「高齢者のみ世帯」、「ひとり暮らし高齢者」が増加傾向にあること、障がい者については、高齢の親が障がいのある子どもを介護している世帯が多く顕在化してきていることから、親族以外の支援者が今後ますます必要とされることが考えられます。

一方で、制度の利用者は平成 29 年で 1,450 人程度にとどまっており、対象者数と制度利用者数に乖離があります。

このように、制度を必要とする方は今後も増加するものの、課題 1 から 5 の状況があり、支援体制が十分でなく、利用が進んでいないことが分かります。

課題 1 制度について知られていない

制度の認知度が低く、市民全般に知られていないという状況があります。

課題 2 制度や手続きが複雑で分かりづらいため、福祉関係者であっても理解が十分でない

福祉施設や事業所等の関係者であっても、制度の理解が十分でない、利用者に必要な性をうまく説明できないと感じている人がいます。

課題 3 専門的な相談窓口がない

どこに何を相談してよいのかわからない、市民のみならず、支える人が相談できる窓口が欲しいという声があります。

課題 4 後見人の成り手不足と身上保護が十分できていない

成年後見人等の約 7 割は弁護士等の専門職後見人が担っている状況ですが、専門職後見人の受任にも限度があります。また、現在の制度の利用は財産管理が中心となっており、利用者に寄り添った支援が十分できていないという状況があります。

課題 5 経済的理由から利用につながらない

費用の負担が困難である、という声があります。支援者が利用の必要性を感じていても、後見報酬への理解が十分でなく、本人、親族が利用のメリットを感じないため、利用に至らない場合があります。

第3章 計画の基本理念・基本目標及び体系等

1 基本理念・基本目標の考え方

本計画は、「第3次静岡市地域福祉基本計画」内に位置付けることとし、地域福祉基本計画の基本理念を引き継ぎ、基本目標の達成を目指します。

さらに、成年後見制度に関する課題を解決するためには、制度の利用促進について新しい仕組みを作っていく必要があります。そのため、本計画についての基本目標を以下のように定めます。

第3次地域福祉基本計画

基本理念：すべての人が家庭や地域の中で生涯を通じて生きがいを持ち
安心して健やかに自分らしい生活を送ることのできるまちを
目指して

基本目標：「一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり」

成年後見制度利用促進計画

基本目標：「成年後見制度利用促進の新しい仕組みづくり」

2 計画の成果指標

上記目標を達成するために、以下のように指標を定めます。

指標①	後見等申立数（申立人と本人との関係別件数）		
実績値	2017年（平成29年）270人	目標値	2022年 345人
指標②	家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数		
実績値	2018年度（平成30年度）0人	目標値	2022年度 6人

地域福祉基本計画 (計画期間:2015 年度-2022 年度)

基本理念

すべての人が家庭や地域の中で
生涯を通じて生きがいを持ち
安心して健やかに自分らしい生活を
送ることのできるまちを目指して

基本目標

一人ひとりに必要な支援を
提供できる環境づくり

【現状から見えてくる課題】

必要とする方は今後も増加するものの、
支援体制が十分でなく、利用が進んでいない

- 課題1 制度について知られていない
- 課題2 制度や手続きが複雑で分かりづらい
ため、福祉関係者であっても理解が
十分でない
- 課題3 専門的な相談窓口がない
(どこに何を相談してよいのかわから
ない、市民だけでなく、支える人が
相談できる窓口が欲しい、など)
- 課題4 後見人の成り手不足と身上保護が十分
できていない
(利用者に寄り添った支援ができていな
い、財産管理が中心となっている、など)
- 課題5 経済的理由から利用につながらない

【成年後見制度利用促進
計画における基本目標】

成年後見制度利用促進の
新しい仕組みづくり

【数値目標】

- ①後見等申立数
(申立人と本人との関係別件数)
2017年 → 2022年
270件 → 345件
- ②家庭裁判所から市民後見人と
して選任された延べ人数
2018年度 → 2022年度
0人 → 6人

基本施策

施策の柱

1 権利擁護支援の
地域連携ネットワーク
づくり

1-1 支援体制の構築

・・・課題2、3、4、5に対応

1-2 中核機関（成年後見支援
センター）の整備

・・・課題1、2、3、4、5に対応

2 利用者がメリットを
実感できる制度・運用
への改善

2-1 意思決定支援と身上保護の重視

・・・課題1、2、3、4、に対応

2-2 制度を必要とする人を利用に
つなげる支援の実施

・・・課題1、3、5に対応

3 不正防止の徹底と
利用しやすさとの調和

3-1 安心かつ安全な制度の運用

・・・課題1、2、3に対応

第4章 実現に向けた具体的な取組

基本施策 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

施策の柱 1 支援体制の構築

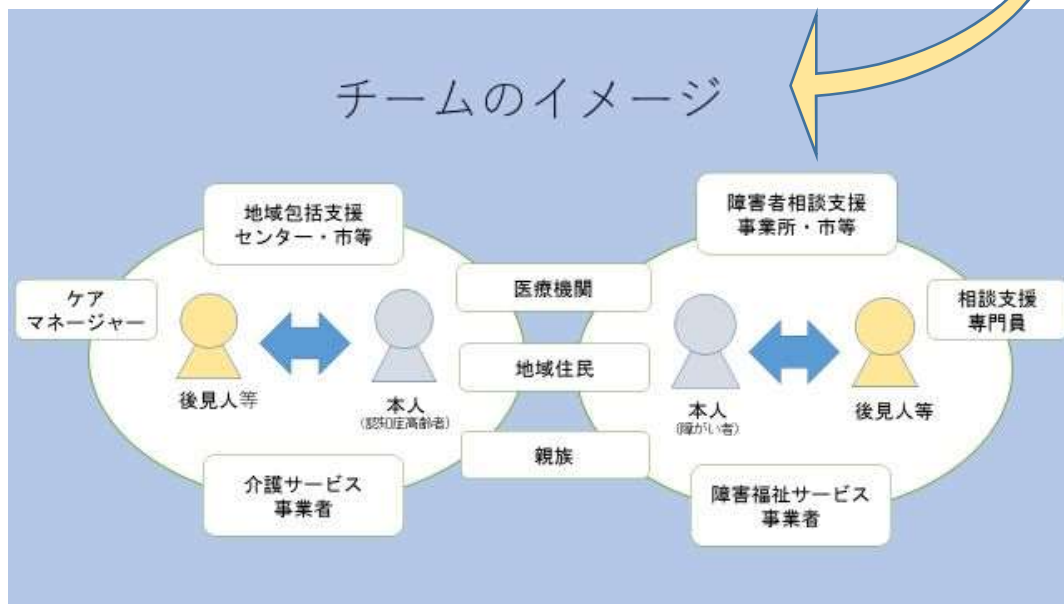
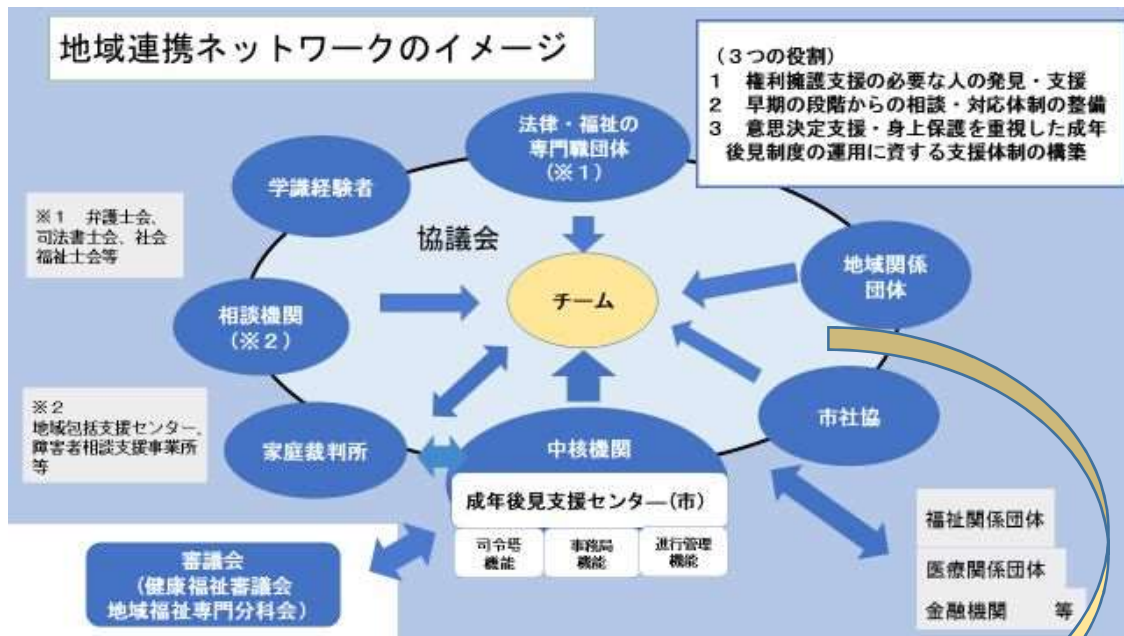
市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりを行います。

このために、チーム（本人の支援を行う親族、医療・介護・福祉や地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等様々な専門性を持った者により、権利擁護支援のネットワークを構築します。

体制づくりにおいては、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の医療・介護・福祉の支援ネットワークを活かし、司法との連携による支援の仕組みをつくります。

主な取組	取組内容	2022年度末の目指す姿
①ネットワークの構築	協議会の事務局を担う中核機関やその他の関係団体からなる、権利擁護のネットワークを構築する。	制度を必要とする人を利用につなげるネットワークができている。
②協議会の組織化及び運営	法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織化し、会を運営する。	構成団体が協力、連携し、チーム支援、及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を互いに把握している。
③チーム支援についての検討及び実施	本人の生活面の支援や権利擁護を適切に行うチーム構成や支援方策を検討する。	協議会が、相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。
④家庭裁判所との情報交換・調整	制度運用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整を密に行う。	家庭裁判所と調整の上で適切な制度運用がされている。

【地域連携ネットワークおよびチームのイメージ図】



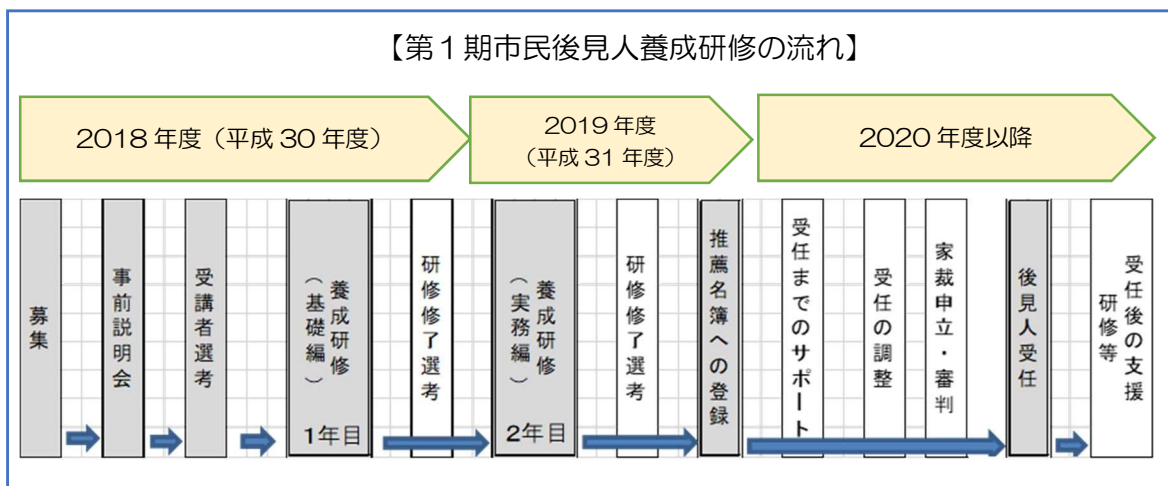
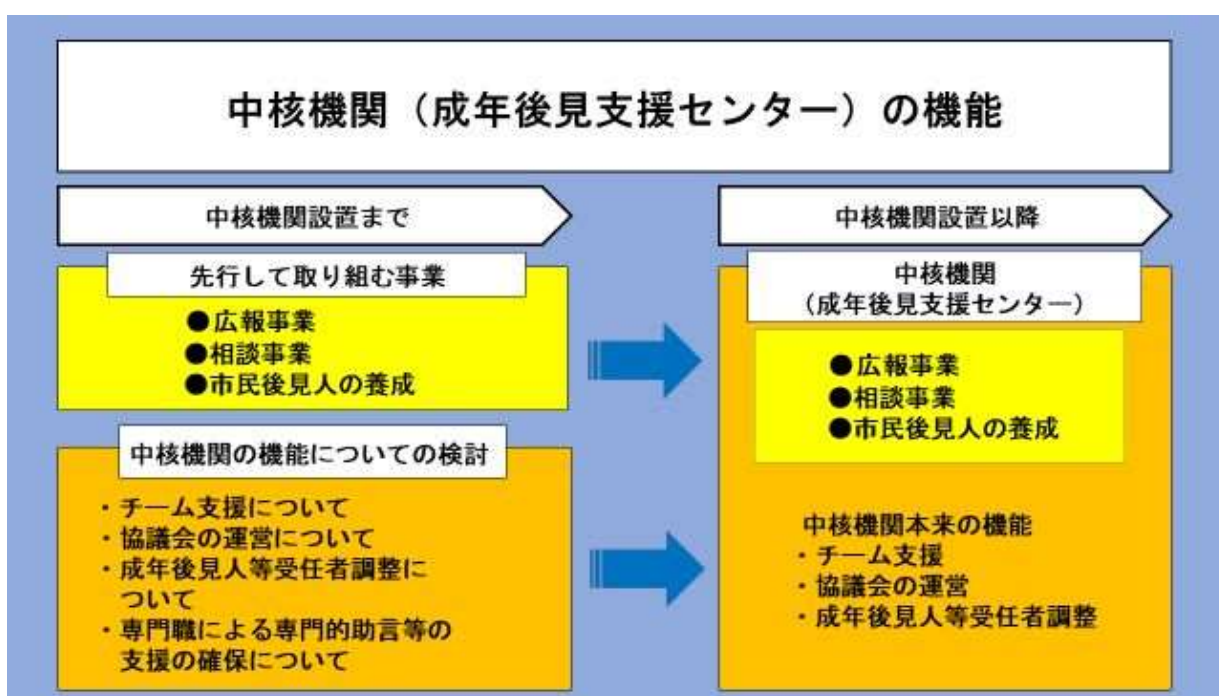
施策の柱 2 中核機関（成年後見支援センター）の整備

地域連携ネットワークの中核となる機関（以下「中核機関」とする）を、成年後見支援センターとして設置します。中核機関（成年後見支援センター）には、ネットワーク内での司令塔としての機能、協議会を運営する事務局としての機能、チーム支援の進行管理を行う機能を持たせます。

中核機関（成年後見支援センター）の設置に向けて、本来備えるべき機能の検討を行うとともに、広報、相談、市民後見人の養成については先行して取り組んでいきます。

主な取組	取組内容	2022年度末の目指す姿
①中核機関（成年後見支援センター）の機能についての検討及び設置運営	中核機関の機能、人員等組織体制について検討し、設置及び運営する。	下記②～④に加え、利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び成年後見等受任者の調整を行っている。
②広報事業の実施	市民向け講演会及び事業者向け説明会等を開催し、制度について周知を行う。	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。
③相談事業の実施	専門職による相談会を実施する。また、中核機関（成年後見支援センター）に常設の相談窓口を設置する。	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関（成年後見支援センター）が機能している。
④市民後見人の養成	市民後見人養成研修を実施し、また市民後見人の活動支援の体制を整備する。	市民後見人が、市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。
⑤チーム支援についての検討及び実施（再掲）	チーム支援の方策を検討し、支援体制をつくる。	相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。

主な取組	取組内容	2022 年度末の目指す姿
⑥成年後見等受任者の調整に関わる検討及び実施	成年後見等受任者調整の方策を検討し、調整の体制をつくる。	家庭裁判所及び法律・福祉の専門職等と連携し、市民後見人や市長申立案件等の成年後見人等受任者調整を実施している。



基本施策 2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

施策の柱 1 意思決定支援と身上保護の重視

成年後見人の活動は、財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の意思を尊重することで、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の重視が必要です。

このため、市民後見人を養成し、利用者に寄り添った支援を行うとともに、制度の早期利用を推進し、利用者が、自身の意思を尊重した支援が受けられるよう取り組んでいきます。

主な取組	取組内容	2022 年度末の目指す姿
①市民後見人の養成 (再掲)	市民後見人養成研修を実施し、また市民後見人の活動支援の体制を整備する。	市民後見人が、市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。
②保佐・補助及び 任意後見の利用促進	保佐、補助、及び任意後見を周知する市民向け講演会を開催する。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について検討する。	保佐、補助及び任意後見について市民が理解を深め、制度を早期に利用することにより、利用者の意思を尊重した制度運用を行っている。
③意思決定支援及び身上 保護についてのガイド ラインの作成	国の動向や市の状況を把握し、協議会等で協議し、市としてのガイドラインを作成する。	市民後見人をはじめとして、成年後見人等が、ガイドラインに沿って、本人の意思決定を尊重した後見活動を行っている。
④成年後見等受任者の 調整に関わる検討 及び実施(再掲)	成年後見等受任者調整の方策を検討し、調整の体制をつくる。	家庭裁判所及び法律・福祉の専門職等と連携し、市民後見人や市長申立案件等の成年後見人等受任者調整を実施している。

施策の柱2 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがない、親族の協力が得られない、または経済的な理由などから、制度の利用につながらない場合があります。

このため、中核機関を中心として、制度の広報及び相談を行うとともに、市長申立及び後見活動の報酬助成を行うことで、制度を必要とする人を利用につなげる支援を実施します。

主な取組	取組内容	2022年度末の目指す姿
①広報事業の実施 (再掲)	市民向け講演会及び事業者向け説明会等を開催し、制度について周知を行う。	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。
②相談事業の実施 (再掲)	専門職による相談会を実施する。 また、中核機関(成年後見支援センター)に常設の相談窓口を設置する。	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関(成年後見支援センター)が機能している。
③市長申立の実施及び報酬助成の対象者の拡大	制度を必要としても、身寄りがない、または親族の協力が得られず制度の利用が困難な場合に市長による申立を実施する。 また、後見活動の報酬の助成は、資力のない場合には、市長申立案件のみに限らず本人・親族申立等まで対象を拡大する。	制度を必要とする人が利用につながっている。

基本施策3 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

施策の柱1 安心かつ安全な制度の運用

成年後見制度が、利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

これらについては、成年後見人等を監督する家庭裁判所と連携し、国の施策をもとに実施していきます。

主な取組	取組内容	2022年度末の目指す姿
①不正の未然防止のための取組	中核機関が中心となり、不正事案を専門職団体等と共有するとともに、親族後見人へ制度の周知等を行い、制度への理解や不正防止の意識の向上を図る。 そのほか国の施策をもとに実施していく。	取組の実施により、不正の未然防止につながっている。

第5章 計画の評価及び進行管理

1 評価及び進行管理の体制

(1) 庁内における体制

計画に関わる各所管部局で構成する「成年後見制度利用促進協議会作業部会」を設け、計画の評価、見直し、及び今後必要な事業の検討等を行い、計画を推進します。

(2) 専門機関等による体制

法律・福祉の専門職団体等で構成する「成年後見制度利用促進協議会」において、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討等を行います。

また、法第14条第2項に規定する審議会その他の合議制の機関として、「静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会」において、計画の評価及び進行管理を行います。

資料編

1 委員名簿

(1) 静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会

所属等	氏名
駒越地区社会福祉協議会	朝比奈 伸江
静岡県立大学短期大学部	江原 勝幸
静岡市ボランティア団体連絡協議会	大塩 悦子
静岡市社会福祉協議会	小幡 剛弘
静岡市民生委員児童委員協議会	梶谷 浩
市民委員	小長井 春雄
静岡英和学院大学	佐野 治
バディプロジェクト	滝 和子
市民委員	田中 知子
静岡市自治会連合会	坪井 英明
静岡市立清水庵原小学校	橋本 美幸
静岡県社会福祉士会	古井 慶治
静岡県社会福祉法人経営者協議会	松田 剛
市民委員	若月 雄介

50音順 敬称略

(2) 静岡市成年後見制度利用促進協議会

団体名	氏名
静岡県社会福祉協議会	天野 靖子
静岡県立大学短期大学部	江原 勝幸
静岡市社会福祉協議会	小幡 剛弘
静岡市民生委員児童委員協議会	梶谷 浩
静岡県弁護士会	蒲生 武幸
静岡市清水区港北地域包括支援センター	小高 球恵
成年後見センター・リーガルサポート 静岡支部	澤本 裕貴
静岡福祉大学	西尾 敦史
静岡県社会福祉士会	古井 慶治
静岡市障害者相談支援推進センター	牧野 善浴
静岡市	松田 仁之
静岡家庭裁判所（オブザーバー）	

50音順 敬称略

2 計画の策定経過

開催年月日	会議等	内容
平成 30 年 5 月 22 日	第 1 回健康福祉審議会	・(仮称)静岡市成年後見制度利用促進計画の策定について
5 月 25 日	第 1 回成年後見制度 利用促進協議会 作業部会	・(仮称)静岡市成年後見制度利用促進計画の策定について ・報酬助成の拡大について
5 月 31 日	第 1 回成年後見制度 利用促進協議会	・(仮称)静岡市成年後見制度利用促進計画の策定について
7 月 24 日	第 2 回成年後見制度 利用促進協議会	・静岡市成年後見制度利用促進計画骨子案について
8 月 7 日	第 1 回健康福祉審議会 地域福祉専門分科会	・静岡市成年後見制度利用促進計画骨子案について
9 月 3 日	第 2 回成年後見制度 利用促進協議会 作業部会	・報酬助成の拡大について ・市長申立について ※以降担当者会議を 3 回開催
9 月 26 日	第 3 回成年後見制度 利用促進協議会	・静岡市成年後見制度利用促進計画骨子案について
10 月 9 日	第 2 回健康福祉審議会 地域福祉専門分科会	・静岡市成年後見制度利用促進計画骨子案について
10 月 19 日	第 4 回成年後見制度 利用促進協議会	・静岡市成年後見制度利用促進計画素案について
12 月 4 日	第 3 回健康福祉審議会 地域福祉専門分科会	・静岡市成年後見制度利用促進計画素案について
12 月 20 日～ 平成 31 年 1 月 18 日	市民意見募集の実施	・意見提出者 28 人 ・意見数 47 件 ・意見を反映し計画案を修正したもの 4 件
1 月 25 日	第 5 回成年後見制度 利用促進協議会	・静岡市成年後見制度利用促進計画(案)について
2 月 7 日	第 4 回健康福祉審議会 地域福祉専門分科会	・静岡市成年後見制度利用促進計画(案)について
2 月 15 日	第 2 回健康福祉審議会	・静岡市成年後見制度利用促進計画(案)について

静岡市成年後見制度利用促進計画

発行： 静岡市保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
平成 31 年（2019 年） 3 月

〒420-8602

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

TEL : 054-221-1366

FAX : 054-221-1091

E-mail : fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp